



## FP Topics

### =ふるさと納税のすすめ=

2020年10月号

10月も終わりに近づき、早くも11月がやってきます。年末の足音も聞こえ始めます。まったく信じられない早さです。特に今年はコロナ禍の影響もあると思いますが、しっかりと生活を足元から見直していきたいと考える今日この頃です。今月も執筆に追われ、昨日ようやく一息ついたところです。締め切りがある仕事は心理的に疲れるような・・・

年末も近いということで、今月は“ふるさと納税”を取り上げたいと思います。もう知ってるよ！という方も多いかと思われそうですが、もう一度おさらい程度にご一読ください。やっぱりお得な制度です!!

### そもそも“ふるさと納税”とは？

そもそもふるさと納税制度は、何のためにつくられた制度なのか？ということですが、多くの方が、地方の田舎（ふるさと）で生まれ、その生まれた市町村からいろいろな行政サービス（医療・教育・ゴミ収集等）を受けて育ちました。

成長して、進学や就職を機会に生まれ育った場所を離れ、都会に出ていくことも多いでしょう。結果的に都会での納税機会が多くなり、生まれ育った田舎（ふるさと）には税収がありません。

このような事態に配慮し生まれた制度です。自分が生まれ育った自治体だけではなく、応援したい自治体に自由に納税（寄付）することができる制度となっています。寄付額に応じて、自治体からお礼の品をいただける、たいへんお得な制度のようです。実質負担額2,000円で、地域の特産品など豪華な返礼品がいただける制度となっています。

出典：総務省



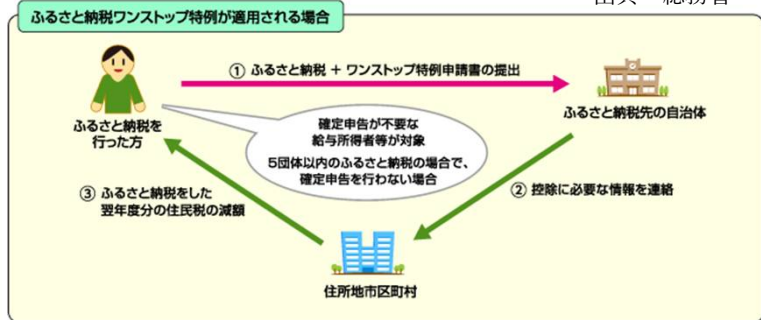
### =ふるさと納税のながれ=

ふるさと納税の申請方法には、『ふるさと納税ワンストップ特例』と『確定申告』の2通りの申請方法があります。

### ★ふるさと納税ワンストップ特例★

確定申告を必要としない給与所得者等が、ふるさと納税する際に、確定申告を行わなくても、寄付金控除を受けられる仕組みです。

出典：総務省



- ① まず、応援する自治体に納税します。（寄付できる自治体は5団体以内です）同時に、ワンストップ特例申請書も提出します。
- ② ふるさと納税先の自治体は、住所地の市区町村に必要な情報を連絡します。
- ③ ふるさと納税をした、翌年度分の住民税が減額されることとなります。

### 《注意事項》

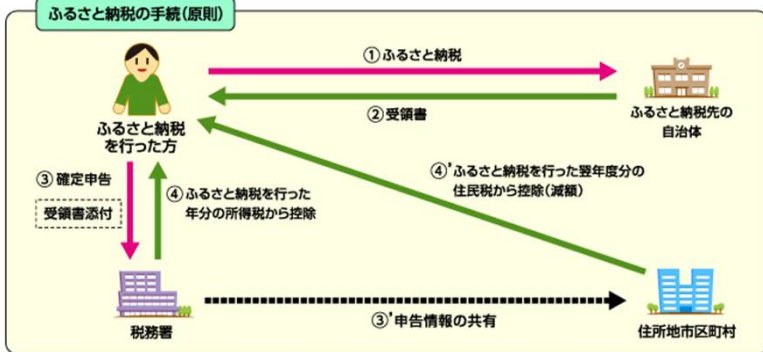
- ・ふるさと納税を行える期間は 1/1～12/31まで。
- ・ワンストップ特例申請書の提出期限は、寄付をした翌年の1月10日が期限です。
- ・ワンストップ特例申請書を提出していても、確定申告を行うと、特例申請書の効力は失われます。
- ・6団体以上に寄付を行う場合、確定申告による申請となります。
- ・ワンストップ特例申請書により申請した場合、所得税からの寄付金控除はされません。寄付をした翌年の住民税から控除されることとなります。
- ・自治体ごとに、申請書が異なることがあります、ふるさと納税先の自治体に確認が必要です。

## ★確定申告による申請★

個人事業主や給与所得者で年収が2,000万円を超える方。又は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請をされていない方など、確定申告が必要な方については、ふるさと納税の申請は、確定申告による寄付金控除の申告で行います。

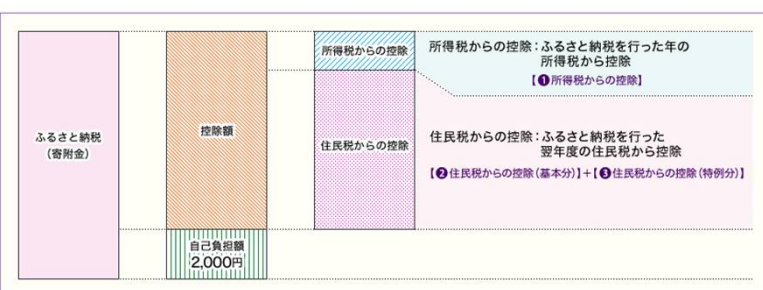
最近では、副業を認める企業も少なくありません。企業にお勤めの場合でも、副業により給与所得以外の所得が年間20万円を超える場合は確定申告が必要になりますので、注意が必要です。

出典：総務省



- ① まず、応援する自治体に納税します。
- ② ふるさと納税先の自治体から、確定申告に必要な寄付を証明する受領書が発行されます。
- ③ ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに、住所地の所轄税務署に確定申告を行います。  
(寄付を証明する受領書を添付します)
- ④ ふるさと納税を行った年の、所得税から控除されます。控除しきれない税額がある場合には、翌年度の住民税から減額されます。

出典：総務省



源泉所得税等で前納している税額がある場合には、税額が還付されることがありますが、納付していない税額について、還付されることはありません。

ふるさと納税制度は、自己負担額2,000円(上記図解)が原則となっていますが、全額控除されるふるさと納税額には年間の上限額があります。収入額や家族構成によって定められており、その目安として総務省のWebページに一覧表が掲載されています。Excelシミュレーションソフトも提供されています。

## ふるさとと納税制度に思うこと

ふるさと納税制度は、全国的にある程度認識されるようになったと感じます。各自治体では返礼品品戦が繰り広げられ、かなりヒートアップしていました。その結果、やはりという感じで、総務省から規制がかけられてしまいました。返礼割合は30%以下で、原則地域の地場産品という基準も設けられています。

だからといって、ふるさと納税は魅力がなくなったのかということ、そんなことはないと思います。実質2,000円の自己負担で、地域の特産品等がいただけるわけですから、魅力は大きいと感じています。

いちど、ふるさと納税ポータルサイト等を覗いてみられてはいかがでしょうか！

## ～今月の山便り～

先月までは、北アルプス槍ヶ岳“北鎌尾根”を連載していました。少しおどろおどろしい内容も多かったかもしれません。掲載した写真もあまり美しい写真ではなかったように思います。

今月の写真は同じ槍ヶ岳ですが、北鎌尾根を抜けて、上高地側(槍沢)から撮影したものです。北鎌尾根から槍の穂を超えて、肩の小屋で一泊した翌日の朝のものだと記憶しています。

雲一つない快晴で、気持ちのいい朝です。今年にはコロナ禍の影響もあり、山の人出も少なくひっそりとしているようですが、普段、人気の槍ヶ岳は、早朝から槍の穂先めがけて、老若男女が行列をなしています。

